

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称：株式会社マスネットワーク	所在地：長野県松本市巾上 13-6
評価実施期間：平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 11 月 24 日	
評価調査者 060802 060842 060672 050231	

2 福祉サービス事業者情報（平成 28 年 10 月現在）

事業所名： 長野市青池保育園 （施設名）	種別：保育所
代表者氏名： 理事長 寺田 裕明 （管理者氏名）園長 田中 道恵	定員（利用人数）：20名(21名)
設置主体：長野市 経営主体：社会福祉法人長野市社会事業協会	開設（指定）年月日： 昭和 45 年 4 月 1 日
所在地：〒388-8016 長野県長野市有旅 3692 番地	
電話番号：026-293-2635	FAX 番号：026-293-2635
ホームページアドレス：nsjk-jimukyoku@nagano-shjikyo.or.jp	
職員数	常勤職員：5名 非常勤職員 6名
専門職員	園長 1名 保育士 3名 保育士 3名
	調理師 1名 調理師 3名
施設・設備 の概要	事務室 1 厨房 1 保育室 2 （設備等）
	乳児室 1 遊戯室 1 園庭

3 理念・基本方針

<p>保育理念</p> <ul style="list-style-type: none">・ 子どもの健やかな心身の発達を図り、人として生きる力の基礎を培う。・ 児童福祉法に基づき保育に欠ける子どもを保育する事を目的とする。・ 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。 <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 家庭や地域との連携を図り、養護・教育が一体となった健やかな人間性をもった子どもを育成する。・ 恵まれた環境を活かした保育に取り組み、色々な経験の中から自己を十分に発揮し活動できるようにする。・ 地域の子育て支援の拠点として社会的役割を果たす。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

- ・ 地域活動事業(世代間交流・異年齢時交流等)で園開放を積極的に行っている。
- ・ 様々な保育ニーズに応じている。(時間外保育・一時保育)
- ・ 年齢別交流保育・障害児施設との交流保育を行っている。
- ・ 公開保育・訪問保育等で情報交換をし、保育内容の質を高めている。
- ・ 地域性を出した行事を実施している。(なつまつり・雪上運動会等)
- ・ 食育活動を積極的に行っている。
- ・ 保育の質の向上の為に園内外の研修に取り組んで参加している。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	今回初受審
---------------	-------

6 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

特に良いと思う点

<のびのびした子ども達への保育環境>

子ども達と一緒に保育士が地域支援を受けながら畑でたくさんの野菜を作り、収穫した野菜が食卓に彩る。食育の日には、調理員が野菜や果物の説明をし、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標に五領域と相互に作用させながら食育を推進する環境が整っている。また、四季を通し恵まれた自然の中で土や虫たちと触れ合い、園庭でのソリ遊び、春先は草滑り等、のびのびとした元気な子ども達に保護者の利用満足度が高い。

<地域と共にある保育所>

自治体、民生児童委員等が係わり開催される「いきいきふれあいトーク」「子育てサロン」等に職員は積極的に参加して、地域の問題解決に向け助言・発言等行うと共に地域の福祉ニーズの把握に努めている。園開放にはもとより、各種行事に合わせて世代間交流の実施等にも民生児童委員、自治協議会、地域の駐在所、近くの小学校からの出席もあり、地域住民との交流する機会を作り、子どもが地域で育つ環境作りを住民と連携して行っている。

特に改善する必要があると思う点

<保育理念・保育方針を職員、保護者とも十分共有した保育の提供>

保育所の理念、保育目標に示されている内容「保護者と共に子育てをしていく、子どもにとって最善の利益を追及していく、地域における子育ての支援の拠点として社会的役割を進める」の理解や共有を職員は更に深め、保護者が保育所の保育内容を十分に理解する取り組み、保育指針及び保育過程に沿った保育・教育の提供に期待したい。

<安心・安全な福祉サービスの提供とリスクマネジメントへの取り組み>

危機管理マニュアルを作成し、安全・安心な保育の確保に努めており、不審者への対策も施設内訓練を行う等工夫されている。今後、災害時の保護者との連携やあらゆる災害の対応マニュアルの見直し、自然な環境での外的侵入等へのリスク、園庭のリスクの見直しなど保護者と共に考え話し合う機会や伝える事も検討して行く必要性を感じる。更に、全体のマニュアルを含め定期的な見直しを行い、保育や危機管理面を含めた職員間での更なる取り組みに期待したい。

- 7 事業評価の結果（詳細）と講評
共通項目 （別添 1）
内容評価項目 （別添 2）

- 8 利用者調査の結果
アンケート方式の場合（別添 3 - 1）

- 9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添 4）

平成 28 年 12 月 28 日記載

今回第 3 者評価を受審させて頂きありがとうございました。自分達が日頃行なっている保育を見直す良い機会であったと思います。「気づき」を大事にしながら保育を行なう事の大切さを改めて感じました。

「のびのびとした保育環境」「地域と共にある保育所」であることを良い点として認めて頂けた事は保育園として、また、保育者として、これから保育を行なっていく上での励みと自信になりました。職員一丸となって今まで以上に頑張っていきたいと思えます。

また、改善すべき点として指摘を受けた「保育理念・保育方針を職員保護者共十分共有した保育の提供」「安心・安全な福祉サービスの提供とリスクマネジメントへの取り組み」については真摯に受けとめ改善を図り、より質の高い保育をめざしていきたいと思えます。育児に不安や悩みを抱えている保護者に適切な支援ができるよう研鑽をつんでいく必要性を感じています。

(別添1)

事業評価の結果 (共通項目)

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名(施設名) 長野市青池保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	1	理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○法人の基本理念、方針が示され、保育所としての理念、基本方針が策定されている。更に保育目標として4つの視点が具体的に示され、「保育園のしおり」やホームページに掲載されている。 ○職員への基本理念、方針については施設内の各部屋に掲げられ、職員がいつでも目に触れる場所に掲示されている。 ○保育所としての理念・方針や保育目標等が、保護者に渡す「保育のしおり」に記載されているが保護者にわかりやすく説明する機会や方法の工夫により、保育所が目指す姿勢の共有を図ることが望ましい。
					2	理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント				
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b)	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○法人内の管理者会議、行政の子ども未来部保育・幼稚園課や保健センターを中心とした発達支援会議等の出席により、社会福祉事業の動向や保育所の需要動向に付いて話し合いをしている。 ○施設長は、毎月の月次報告にて利用率、推移等法人に報告している。			
					9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。				
					10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。				
					11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。				
			経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		○法人の管理職会議で経営課題を報告し話し合いを行っている。法人の理事長等とのヒアリングがあり、毎年定期的に課題に付いて共有している。 ○職員には、職員会議において報告し職員への周知に努めている。		
					13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。				
					14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。				
					15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。				
			中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	a)	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	16			中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○中・長期計画は、法人として中・長期総合計画として立てられ、前期後期に分け、各事業所の評価見直しを行い、策定されている。 ○法人として、地域ニーズを分析し計画策定の経緯が示され、法人理念、基本方針の方向性を示している。 ○組織全体の整備、人材育成、現状の課題に基づいた人事管理等も中・長期計画に示している。
						17			中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。									
19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。									

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	○事業計画は、法人の中・長期計画に基づき、法人の経営する4保育所の事業計画が策定されている。 ○事業計画には、保育の目標、利用率の目標、保育内容、災害対策、地域関係機関との連携など具体的な計画が立てられている。
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	○事業計画は毎年7月、11月に決められた様式で事業報告する仕組みがあり、法人の理事長とのヒアリングをして見直しをしている。 ○事業計画は、管理職員が参画し策定されているが、職員の意見集約の方法や取り組みの工夫により、更なる職員間で保育所の方向性や事業計画の具体的な理解が望まれる。
			事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	○法人としての福祉サービスの基本方針や保育所の方針等、組織としての方向性を保護者会等の利用によりわかりやすく保護者に説明する事が望まれる。 ○子どもの保育内容の主たる年間事業（子どもの異年齢交流、子育て相談、おじいちゃんおばあちゃんとの交流等）については、保護者にお便り等で行事予定として掲載している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント			
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○保育の質の向上のために、第三者評価の受審をし、保育の質の向上に向けた取り組みが行われているが質の向上に向け、検討結果から具体的な改善手順を明確にし、職員間での組織的な取り組みに期待したい。		
					34	保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。			
					35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。			
					36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。			
				評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	37		評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○職員間での第三者評価の結果に付いては、今後改善の課題を職員参画の基で計画的に実施する取り組みに期待したい。 ○法人での保育所の園長会議において、事業報告や理事長とのヒアリング等に提出する資料作成により、次年度の事業計画に反映する仕組みがある。
					38	職員間で課題の共有化が図られている。			
					39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。			
					40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
					41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。			
組織の運営管理	シ1 ツ管理者の責任とリーダー	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○施設内の職務分掌に施設長の役割が明記されている。また、有事に対する施設長の責任等も明確にされている。		
					43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。			
					44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。			
					45	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	1	(1)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b)	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○施設長は、法人の管理者会議や法人内の保育園長会議に出席、様々な会議の出席で法令遵守に付いては理解を深めている。 ○虐待防止法等に付いては、施設内で研修を行い職員間で話し合いの機会なども設けている。今後、幅広い分野において法令遵守を深めることに期待したい。
					47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b)	50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○施設長は、障害や気になる子がいる時には巡回支援によるクラス作りの研修、保健所保健師の保健師訪問（ここにこ園訪問）等の利用により保育士と子どもの関係作りを学ぶ組織的な取り組みがある。 ○毎月目標に付いて職員は振り返りを行い主任に報告し、クラスごとに保育のねらいを作成し質の向上に努めている。
					51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b)	54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○施設長は職員間での働きやすい環境作りのため代替え保育士の確保をしている。 ○法人保育所内で記録の効率化改善のため、記録支援システムの導入を行い、業務改善が行われている。 ○様々な保育ニーズに応えるように保育時間や一時保育を行い事業運営を職員全体で取り組む体制作りがある。
					55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
					56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
					57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
					58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○必要な人材や人員体制は法人の理念に基づき一括で管理している。 ○嘱託職員の正規採用を含めた人事計画が法人で行われ、人材担当職員により人材育成計画に基づき計画的に行われている。	
					60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
					61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
					62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
			総合的な人事管理が行われている。	a)	63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		○法人として自己申告カードの利用により職員の意向や希望を把握する取り組みがあり、毎年施設長との面談を行い、法人に提出し希望、資格等により異動等の管理を行っている。
					64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
					65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
					66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	a)	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○職員の有給休暇の取得は施設長が把握し法人に報告している。また、臨時職員の採用等により、産休、育休等がとりやすく仕事への復帰ができる仕組みがあり働きやすい環境がある。 ○職員の心身の健康に対して、法人として「心の健康づくり計画」があり、相談日や相談方法が職員に示されている。 ○福利厚生は、法人として親和会、長野市勤労者互助会に加入しており、職員の余暇活動の支援になっている。	
					68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。		
					69	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
					70	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
					71	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
					72	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2)			73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
					74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
					75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
					76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○法人での様々な施設への異動があるため、保育士としての専門職や経験を活かしつつ、職員一人ひとりの育成に努める事に期待したい。
					78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
					79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
					80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
					81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
			職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○保育所が目指す方針は事業計画に明確に示され、期待する職員像が示されている。 ○保育内容の充実を図るために事業計画を基に異年齢交流、公開保育、訪問保育、研修などにより職員の質の向上に努めている。 ○職場内研修には、職員の研修の方針、課題が示され、今年度の重点テーマ・研修目的が明示され、外部研修の参加も行き質の向上に努めている。
					83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
					84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
					85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
					86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	2	(3)	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	87	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○法人としての目標管理の導入も検討されているが、職員一人ひとりの知識や経験に配慮した具体的な目標に向けた職種別、テーマ別の研修計画の取り組みに期待したい。 ○法人では、職階級別の研修計画参加に取り組む仕組みがある。
					88	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
					89	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
					90	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
					91	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	92	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○実習受け入れを行う姿勢はあるが、昨年は実習受け入れを行っていない。実習受け入れマニュアルの作成により、「実習受け入れ方法」等、専門職の特性に合わせたプログラムに配慮した取り組みに期待したい。
					93	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
					94	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
					95	指導者に対する研修を実施している。	
					96	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○ホームページに保育所の理念・基本方針・保育内容・事業計画など公開している。財務内容は法人として公開されている。 ○苦情・相談は第三者委員会へ報告しホームページの公開がされている。	
				98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。		
				99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。		
				100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。		
				101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが行われている。	b)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	○外部監査は法人として行われていないが、会計士による指導は行っている。 ○保育所における事務、経理等は職務分掌に明記され、施設長が行っている。
	4	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	地域との関わり方の基本的な考え方を保育所基本方針に掲げている。農園で果物の収穫体験、散歩で地域に出掛ける等して地域に対して、保育所や子どもへの理解を深める取り組みをしている。 地域で開催されるコンサート、子育てサロン、保育フェスティバル等のチラシを配布して参加の呼び掛けを行っている。
			ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	近所の方による農作業、行事に旧職員、家族のボランティア等がある。今後、地域社会と保育所をつなぐ中心的な存在として地域、学校等のボランティアの受入を行っているが、基本姿勢を明確にした受け入れマニュアルの策定を期待したい。 学校教育の協力は、中学校の職場体験、小学校の職場見学、専門学校のボランティアの受け入れ等を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	118	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	活用できる社会資源をリスト化して事務室に掲示して必要に応じて保護者に情報提供をしている。行政の担当者、地域の子育て支援団体、民生児童委員、小学校等と連携して協力関係を築いて保育や保護者からの相談に活かされている。 「いきいきふれあいトーク」「子育てサロン」等に施設長や職員が参加して地域の共通の課題に対して解決に向けた助言、発言をしている。
					119	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
					120	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
					121	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
					122	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
					123	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	124	保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	未就園児を対象に園開放・公開行事（おひさま広場）を毎月2回～4回計画的に行い季節行事、水遊び、雪遊びなど保育の専門的知識・技術を活かして参加者に提供している。 地域住民に夏祭り、運動会等呼びかけ住民の参加がある。高齢者、民生児童委員、地区役員、駐在所等からの参加、世代間交流事業も行っている。 言語の発達に関する講演会を計画して地域に参加を呼び掛ける。災害時に保育所を「福祉避難所」として検討中等、保育所が有する機能を更に地域に開放・提供する取り組みを進めている。
					125	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
					126	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
					127	災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
					128	多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(3)	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	地域の課題に付いて検討する集会「いきいきふれあいトーク」、民生児童委員が主催する「子育てサロン」等に職員が参加して地域の福祉ニーズを把握するよう努めている。 一時保育希望相談の受け入れ、子育て相談を随時行っている。地域の未就園児のニーズを支援するために委託事業「おひさま広場」を実施している。
適切な福祉サービスの実施	1	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<p>135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	「全国保育士会倫理綱領」、法人、保育園の理念、基本方針に子どもを尊重した実施に付いて明示している。事務室、保育室に掲示され、常に職員が認識できるようにしている。 「障害者差別解消法」の研修会には全職員が参加している。法人の「保育の手引き」に子どもの気持ちや主体性を尊重する姿勢が明示され実践に努めている。 職員や保護者が子どもを尊重した保育に付いて、共通の理解を図るための機会を作ることが期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	法人の「保育の手引き」に保育所の職員としての守秘義務が定められ、保育指針、児童福祉法、個人情報保護法、刑法に付いて関係法が掲載され職員に周知されている。「個人情報使用同意書」を保護者から提出されている。記録物の扱いは慎重にしている。子ども、保護者のプライバシーを損なわないよう声掛け、会話等配慮している。 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取り組みを更に周知するよう望みたい。
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	保育所選択に必要な基本情報をホームページに掲載している。閲覧用として関係機関に置いている。保育所の利用希望者には個別に説明をして希望者には見学の対応をしている。 利用希望者に対する情報提供に付いて、適宜見直しをして現況に合わせた情報提供が出来る取り組みを期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント			
	1	(2)	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	保育開始にあたり園長から「保育園のしおり」(原則的に卒園まで使用)運営規程、重要事項説明書の説明、個人情報の取り扱いに付いての説明をして契約、同意を書面で確認している。変更が生じた場合は保護者会、個別懇談会等で解り易く説明をしている。		
					156	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。			
					157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。			
					158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。			
					159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。			
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	160	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。		保育所の利用が終了した後は施設長が窓口となり保護者等の相談に乗っている。保育所の変更は今まで経験はないが、保育の継続性に配慮した手順、引き継ぎ文書を定め、引き継ぎの内容を記した文書を渡すことが出来る取り組みを期待したい。	
					161	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。			
					162	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。			
			(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	163		日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	保護者に対して年度末、行事に関するアンケートを取り次年度に活かしている。保護者会や保護者への個別満足を把握するために個人面談を年2回、保護者会を年3回行っている。機会ある毎に保護者からの聴取、保育の中で満足度を意識して子どもの声を傾聴している。 具体的に出された子どもの声、保護者からの意見の内容を組織的に検討し具体的な改善をする取り組みを期待したい。
						164		保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
		165				保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。			
		166				職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。			
		167				利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。			
		168				分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>苦情担当受付体制、第三者委員の設置をする等苦情解決の体制が整備されている。内容周知のために玄関に掲示している。保育開始時に苦情に関する文書を配布して説明をしている。ここ数年、保護者からの苦情は出されていないが、受付簿・苦情解決に関する記録は保管されている。</p> <p>利用者満足度が更に図られるよう苦情に関するアンケート等をする工夫が望まれる。</p>
			保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>保護者にはお迎えの時に相談し易い関係作り、健康面で検診時等相談を受ける旨を便りに掲載する等配慮している。事務室や空いている部屋で何時でも相談出来るスペースを確保している。</p> <p>保護者が相談・意見が述べやすいよう相談日を決める等して保護者に周知する取り組みを更に期待したい。</p>
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>保育所プールに隣接の学校の樹木の枝が伸び日照し難い環境を保護者から出され、学校関係者と連携して解決する等迅速な対応がされている。意見箱の設置、アンケートの実施をして、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>保護者からの意見・相談を受け付けた際の記録、報告の手順、対応策等に付いてマニュアルに定め、定期的な見直しをする事を期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>危機管理マニュアルを保育所として設置している。法人リスクマネジメントに関する委員会委員に主任保育士が担当者となり、リスクマネジメント委員会に出席して職員会で報告している。子どもを脅かす事例等は法人からメール、メッセージが配信されている。ヒヤリハット報告書を作成して提出し、内容を関係する保護者に伝えている。</p> <p>不審者対応策として地域に向けて「夜間・休日等における不審者対策への依頼」を全戸配布して協力をお願いしている。不審者対応訓練として刺又の使い方、不審者への防護の仕方の研修を全職員が行っている。</p> <p>毎月建物内の安全点検を点検票に添って実施し、遊具に関しては年1回専門業者が行っている。</p> <p>収集した事例を基に、職員参画の下に発生要因の分析、改善策、発生防止策等行う事、また、予測される外部からの侵入者等環境面を含めたリスクを把握し合い安心・安全な福祉サービスの提供をするための取り組みを更に期待したい。</p>
			感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直ししている。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒予防等に関するマニュアルを作成して周知し、感染症発生時期には職員が研修会に参加して予防の取り組みをしている。</p> <p>保護者には行政からの保健だより、通信に予防に対する啓蒙等を行っている。</p> <p>マニュアルを定期的、必要時には随時見直しを図り感染症の予防、発生時の安全確保をするための取り組みを更に期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>災害時の対応体制が設置されている。消防計画により通報訓練を含め毎月避難訓練を実施、消防署立会いで訓練は年1回実施して都度、反省会をしている。子ども、保護者、職員の安否確認のための名簿等は避難袋（バケツ、飲料水、軽食、紙コップ他必要最小限度の品が入っている）に用意され活用出来るようにしている。 自衛消防活動対策があり、駐在所、自治会、福祉団体との連携をしている。 地震、水害、豪雪等あらゆる災害を想定して備蓄品の検討をして備蓄品リストの作成が望まれる。</p>	
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>標準的な実施方法がマニュアルにされ、子どもの尊厳、プライバシーの保護等が明示され各指導案に反映されている。保育が画一的にならないよう特に一人ひとりの子どもに配慮された内容になっている。標準的な実施方法に付いて研修会、職員会の中で個別に指導する機会を作っている。</p>	
標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。				b)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>		<p>保育の標準的な実施方法の検証・見直しをして行政に報告書を提出している。 検証・見直しは職員や保護者からの意見、提案が反映される仕組み作りに期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>子どもと保護者の具体的なニーズを個別懇談、お迎えの時等で確認して指導計画に明示し、保育過程に基づき指導計画を策定している。</p> <p>アセスメント手法を確立し、様々な職種、関係員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向を含めた手順を定めて指導計画策定をされる事を期待したい。</p>
			定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>指導計画見直し時には、子ども・保護者のニーズを把握している。</p> <p>指導計画の見直し、緊急に変更する場合において、組織として検討して見直しを行うための時期、検討会議の参加職員、保護者の意向の確認等手順を定めて取り組まれる事を期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b)	225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	<p>子どもに関する発達、生活状況等は保育所が定めた所定の様式に丁寧に記録している。指導計画に基づく保育の展開の様子を記録している。定期的に職員会議が開かれて保育活動に関わる情報を共有している。必要な情報を保護者等に知らせるために園内に掲示をする等して工夫している。</p> <p>記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領の作成、指導等が更に必要と思われる。</p>	
					226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
					227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
					228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
					229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。		
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。		<p>記録は事務室所定の場所に収納され、来訪者の目に触れないよう管理している。記録管理者を定め、記録の管理、個人情報保護に関して職員は理解している。入園時に保護者に対して個人情報の取り扱いについて説明をして同意書が提出されている。</p>
					231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
					232	記録管理の責任者が設置されている。		
					233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
					234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。							

(別添2)

事業評価の結果 (内容評価項目)

福祉サービス種別 保育所

第三者評価の判断基準

事業所名(施設名) 長野市青池保育園

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況 = 多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 保育課程の編成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b)	<p>1 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</p> <p>2 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</p> <p>3 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</p> <p>4 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p>5 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</p>	保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を捉えて編成しているが、保育に関わる職員が参画していないので、今後は保育に関わる職員が参画して編成し、定期的に評価を行い、次の編成に活かすよう期待する。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b)	6	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。	室内の温度、湿度、換気、採光、音等の環境を、常に適切な状態に保持している。また、手作りのおもちゃを子ども達に提供する等発達に考慮した遊具の素材を工夫されている。 室外の遊び場で、破損している遊具や使っていない遊具があるので、子ども達の遊ぶ環境の危険性や衛生管理に努めることを期待する。 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける遊具と遊具の間に、子ども一人が座れる場所が確保されている。
					7	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
					8	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
					9	内装等には、木材を利用している。	
					10	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
					11	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
					12	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
			一人ひとりの子どもを收容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a)	13	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	子どもに命令調、高圧的な言葉は用いないようにしている。例えば、「しましよう」「歩きましょう」「今は何をする時」と、子ども達の気持ちを十分に汲み取り、子どもに分かりやすい言葉使いで、穏やかな話している。これらの事項に付いては、保育の研修会で保育士が個々に学んでいる。
					14	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
					15	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
					16	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
					17	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
					18	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
A	1	(2)	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a)	19	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	就寝時間が遅く起床時間が早い時には、おやつの時間に寝てしまう子どももいるので、お休みの後におやつにしている。このように子どもの負担にならないように、寝てしまう子どもに合わせた配慮をしている。 基本的な生活習慣を身につける事ことのできる働きかけは、各年齢に合わせてながら援助を行っている。例えば、未満児であれば、着脱の場面においては、着替える順番にパンツ・ズボンなどを並べて獲得し易いように工夫をしている。また、子どもの状態に合わせる為に、食事ではスプーンか箸の区別もしている。	
					20	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。		
					21	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。		
					22	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。		
					23	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。		
			子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a)	24	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。		子ども達と一緒に保育士が畑に行って、野菜作りをしたり、冬にはソリを物置から自分で持ってきて、身体を動かすことができるよう援助している。 散歩に出かけ、落ち葉・くり・どんぐりを拾う等身近な自然とふれ合う事ができるよう工夫している。 世代間交流をしたり、民生児童委員の方々と焼き芋会・夏祭り・運動会等を行い、地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
					25	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。		
					26	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。		
					27	戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。		
					28	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。		
					29	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。		
					30	社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。		
					31	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。		
					32	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。		
33	様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
A	1	(2)	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	34	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	現在は0歳児はいないが、入園希望児がいれば対応できる準備は整っている。
					35	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。	
					36	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
					37	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
					38	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
					39	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
		3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	40	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	現在は1歳児はいない。 2歳児は月齢に応じた一人ひとりの発達に合った保育を提供している。特に基本的な生活習慣の確立を目指し、保育を展開している。	
				41	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。		
				42	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。		
				43	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。		
				44	保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。		
				45	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。		
				46	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
A	1	(2)	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	47	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	3歳児は縦割り保育のよい所で、年長児と一緒にいる事で、年長児のように成りたいという向上心を育てている。新入児は生活習慣を身に付けるように、保育士等が適切に関わっている。4歳児は年中なので、お兄ちゃんお姉ちゃんの自覚を育て、年長児を見習って「頑張ろう」と言う気持ちを育てている。また、生活リズムの確立できるように、保育士等が適切に関わっている。5歳児は学校へ行くと言う課題を定め、特に「話を聞く」ことを重点に置きつつ、小学校に入学することを期待する気持ちを培うように、保育士等が適切に関わっている。	
					48	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。		
					49	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。		
					50	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。		
					51	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。		現在は障害のある子どもはいない。但し、入園希望があれば受け入れ体制は整っている。また、障害の種類によるが、身体障害児で段差を改善した方が良い事になれば、改造する等必要に応じて対応する事ができる。お話ができない障害児であれば、絵カードを使い、更に、「にじいろキッズ」「市の巡回指導」等を活用しながら、その子が成長できるように配慮したい。
					52	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。		
					53	計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。		
					54	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。		
		55	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。					
		56	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。					
		57	職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。					
		58	保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。					
		障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
A	1	(2)	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	59	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	長時間の子ども達は、乳児の部屋を使用しているため、部屋の中には畳の部分があり、疲れたら横になって遊んだり、静かに遊ぶ事ができる環境が整っている。 長時間の保育であるが、5時30分に降園する契約であり、水分補給の麦茶等の提供を行い、適宜対応している。
					60	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
					61	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
					62	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
					63	保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
					64	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
					65	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
			小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a)	66	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	年長児は、小学校の音楽会・運動会・身体検査・一日入学等に招待され、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。また、両者では子ども達の生活が無理なく移行できるように、「接続期カリキュラム」が立案され、活用されている。更に、施設長の責任の下に関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。
					67	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
					68	保護者が、小学校以降の子ども達の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
					69	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
					70	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
A	1	(3) 健康管理	子どもの健康管理を適切に行っている。	b)	71	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。その結果を保護者に、書面にて情報を適切に伝えている。 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する書類が市から紙面で周知されるため、内容を確認し知識を得て必要な取り組みを行っている。 ○保護者に対する乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する情報を入園児説明会等の利用により情報提供をする事が望ましい。
					72	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
					73	子どもの保健に関する計画を作成している。	
					74	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
					75	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
					76	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
					77	職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
					78	保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。	
		健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a)	79	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。また、保護者には、書面にて伝えている。	
				80	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。		
				81	家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
A	1	(3)	アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a)	82	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	給食担当者が、アレルギー疾患のある子どもに対して、例えば卵・牛乳にアレルギーがある場合、食前に除去した方が良い給食の献立にマーカーを付けて連絡をし、別の献立にするのかを親に直接連絡を取りながら対応している。
					83	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
					84	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
					85	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
					86	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
					87	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
					(4) 食事	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		89	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。				
		90	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。				
		91	食器の材質や形などに配慮している。				
		92	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。				
		93	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。				
		94	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。				
		95	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
A	1	(4)	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a)	96	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	県産の物や保育所で育て収穫した野菜を給食に利用している。また、季節感のある物、例えば秋であれば、さつまいもの入ったおにぎり、切りいも、栗ごはんを食べている。更に、食育の日には調理員が子ども達の部屋に回って、(今日はぶどうだとすると)「ぶどうを食べましょう」とぶどうの事に付いて詳しく子ども達に伝えている。配膳も調理員と一緒にしたり、当日給食に入っている物を子ども達に説明している。	
					97	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。		
					98	食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。		
					99	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。		
					100	季節感のある献立となるよう配慮している。		
					101	地域の食文化や行事食などを取り入れている。		
					102	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。		
	103	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。						
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a)	104	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。		全員の子ども達が連絡帳で、家庭との日常的な情報交換を行っている。また、家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
					105	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。		
					106	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。		
					107	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
A	2	(2) 保護者等の支援	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b)	108	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	保護者等からの相談に応じる体制がある。お迎えの時等に対応している。その対応した相談内容を記録する事が望ましい。
					109	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
					110	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
					111	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
					112	相談内容を適切に記録している。	
					113	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
					家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a)	
			115	虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。			
			116	虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。			
			117	職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。			
			118	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。			
			119	虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。			
			120	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b)	<p>121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。</p> <p>122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p> <p>124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p> <p>125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>	保育士が自分の保育の質を高めるために、リスクマネジメント・権利擁護マネジメント・人権擁護予防の研修をし、保育士等の自己評価が、互いの学びの場や意識の向上につながっている。

(別添3 - 1)

利用者調査の結果

福祉サービス種別 **保育所**
事業所名(施設名) **長野市青池保育園**

1 調査概要

調査対象者	保護者			
調査方法	アンケート方式			
利用者総数(人)(定員)	20人	現在、保育所を利用している保護者を対象にアンケート調査を行った。保育所から調査票を配布し、回収後は、評価機関が直接開封する形をとり、14名から回答があった。		
調査対象者数(人)	15人			
有効回答者数(人)	14人			
利用者総数に対する回答者割合(%)	70%			

2 利用者調査全体のコメント

保育所の特徴である自然の中でのびのび子どもが育つ様子を保護者は実感されているようです。小規模保育だからこそ保護者との信頼関係を大切に支援する職員の様子が垣間見られました。しかし、基本である保育の目標、保育方針への保護者への理解を深めることにより共に子どもを育てる実践につなげたいものです。また、自然災害や侵入者などへの具体的な取り組みも保護者などと話し合う機会も必要と思われる。

3 利用者調査の結果

調査項目		実数				
コメント		はい	どちらとも いいない	いいえ	わからない	非回答 (あてはまらない)
問1	保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)を知っていますか 保育目標・保育方針などわかりやすく説明する機会や方法を検討されることを期待したい。	7人 50.0%	4人 28.6%	3人 21.4%	0人 0.0%	0人 0.0%
問2	保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)は子どもの人権を尊重していると思いますか 保育目標・保育方針の理解ができていないようです。	7人 50.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	7人 50.0%
問3	保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)には納得していますか 上記の結果から、個別の月目標など活用し、理解を深める工夫に期待したい。	8人 57.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	6人 42.9%
問4	日頃の保育園の職員の行動等は、保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)と一致していますか 保育目標・保育方針が理解されていないため「はい」の保護者が少ないようです。	7人 50.0%	0人 0.0%	1人 7.1%	0人 0.0%	6人 42.9%
問5	お子さんが生活するところは落ち着いて過ごせる雰囲気ですか 子どもが落ち着いて過ごせる場所(保育園)と保護者は理解されています。	13人 92.9%	0人 0.0%	1人 7.1%	0人 0.0%	0人 0.0%
問6	お子さんの発育や意欲を促すような遊具・玩具が十分に用意されていますか 保育内容や保育目標等の理解にばらつきが見られます。	10人 71.5%	1人 7.1%	1人 7.1%	2人 14.3%	0人 0.0%
問7	外部からの侵入に対して安全な対策がとられていますか 子どもの安全には、保護者は常に気にされています。具体的な検討が望まれます。	1人 7.1%	6人 42.9%	3人 21.4%	4人 28.6%	0人 0.0%
問8	登園時に、家庭でのお子さんの様子等について、園に気軽に声をかけることができますか 職員と話しやすく、また、聞き上手なためコミュニケーションが取れているようです。	13人 92.9%	1人 7.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
問9	食事(給食)のメニューは充実していますか 地場産を利用した食事について8割を超える保護者は理解されているようです。	12人 85.7%	2人 14.3%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
問10	散歩等で戸外にでる機会が多いですか 自然を活かした環境を十分利用し、子どもたちが元気に屋外で過ごす様子が満足されているようです。	13人 92.9%	1人 7.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
問11	お子さんの発育や意欲を促すような活動・遊び等が行なわれていますか 子どもが笑顔や活動的に過ごす様子から満足度が高い様子です。	13人 92.9%	1人 7.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
問12	担当保育士はお子さんの良い所や個性を認めていますか 良い所や個性を認めていると感じているようです。	13人 92.9%	1人 7.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%

調 査 項 目		実 数				
		はい	どちらとも いえない	いいえ	わからな い	非回答 (あてはま らない)
問13	園の職員の保育姿勢や対応はだいたい同じ(ばらつきが少ない)ですか 職員の保護者や子どもに対する対応に満足されているようです。	13人	1人	0人	0人	0人
		92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
問14	お迎え時に、園でのお子さんの様子等について、園から気軽に話を聞くことができますか 8割を超える保護者は、園の職員が子どもの様子をしっかりと見てくれていると感じているようです。	12人	2人	0人	0人	0人
		85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
問15	お迎え時に、お子さんが満たされた表情や喜んだ表情をしていることが多いですか すべての保護者は、子どもが元気に保育園で過ごしていることを満足に思っています。	14人	0人	0人	0人	0人
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
問16	開園時間内であれば、保護者の急な残業や不定期な業務への対応は柔軟に行われていますか(降園時間など) 保護者に合わせたできる限りの対応を行ってくれることに満足度が高いようです。	12人	1人	0人	1人	0人
		85.7%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%
問17	保育中の発熱など病気への対応は適切ですか 保育士の適切な対応に満足度が高いようです。	12人	1人	0人	1人	0人
		85.8%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%
問18	保育園で起きた事故・けがに対して、園は責任を持って対応していますか 保育園の対応に8割近い保護者は満足に感じています。	11人	1人	0人	2人	0人
		78.6%	7.1%	0.0%	14.3%	0.0%
問19	保育園からのおたよりや連絡帳などで、日々のお子さんの様子や気持ちを知ることができますか 保護者は8割以上の方が、日々の保育園での様子がわかり満足度が高いようです。	12人	2人	0人	0人	0人
		85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
問20	子育てに関する気がかりな点や悩み等について、気軽に個別相談に応じてくれますか すべての保護者は、個々をしっかりと見てくれて安心して相談できる保育園、職員に満足し信頼をよせています。	14人	0人	0人	0人	0人
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
問21	行事日程に、保護者が参加しやすいような配慮を感じますか 保育園の配慮に満足し、8割を超える保護者が満足しています。	12人	2人	0人	0人	0人
		85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
問22	お子さんや保護者の不満トラブルへ職員対応、お子さんや保護者の不満トラブルへ職員対応は的確ですか 保護者に適宜満足度や意見を定期的に受け止め、意見、苦情への取り組みに期待したいものです。	10人	3人	1人	0人	0人
		71.5%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%